

「パボン事件」と周辺余話（1） —事件の背景と主人公の肖像—

杉山 毅

1. 記憶と事実

1926年ウィーン生まれのポーランド系ユダヤ人で、1939年フランスからキューバを経てアメリカに亡命、そこで市民権を得たラウル・ヒルバークは、1996年回想録『記憶の政治学』（邦訳題『記憶』、1998）¹⁾を公刊した。それを読むと、記憶と事実の乖離を示す興味深いいくつかのエピソードに出会う。その一つはホロコーストの全容を調査・分析した彼の画期的な大著『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』（1961）の中で、ユダヤ人評議会の果たした負の役割に言及した箇所に関するもので、そこで示された事実が多くのユダヤ人、とくにシオニストたちの記憶と異なるものであったために、「雪崩のような非難」を招き、以後三十余年の彼の生活はそれとの闘いの連続だったというものである。

本来、記憶は個人の体験・学習に基づく私的なものである。それ故、集団の記憶なるものは存在しないはずである。しかし、仮に集団の記憶というものが存在するとすれば、それは強固な連帯感で結ばれた人たちの集団、例えば宗教的集団、政党、結社、地域の利益を核とする共同体、共通の言語をもつグループ、などに特有のものであろう。そういう意味では集団の記憶も存在しうるが、それは「異質な個々の記憶の不完全な総体」（後出、アンリ・ルソ）でしかありえない。ところが『古事記』『日本書紀』の例を引くまでもなく、こうした不完全な総体であるはずの集団の記憶が、時としてあたかも同質の普遍的な総体の記憶であるかのごとく、その集団の正当化のために活用され、集団の記憶＝歴史、いわゆる「正史」が形成されてきたという例は、枚挙にいとまがない。

同じユダヤ人でありながら、なぜヒルバークはその同胞たちからの激しい非難を浴びることになったのか。それを裏付ける事実を、少し具体的に「記憶」の中から拾い出してみよう。

ユダヤ人の絶滅過程を、彼はまず「官僚的なもの」ととらえる。そして「官僚は自分の地位と職務遂行能力ゆえに、絶滅過程がまさに参加を必要とした瞬間に加害者」になったと指摘し、ついで「官僚は思考能力をもつ個人」でありながら、「自分に与えられた義務から逃げようとも計画を妨害しようともしない協力者」だったと付け加えている。これは、これから述べる「事件」の主人公モーリス・パボンにも妥当する適切な指摘であろう。なぜなら「パボン事件」とは、ヴィシー政権下の1942年7月から44年6月にかけて、千六百人近くのユダヤ人をボルドーからドランシーへ強制移動させた件について、当時ジロンド県の総務局長を務めユダヤ人問題の実務の担当者だったパボンが、「人道に反する罪」に問われた事件だからである。彼は後述するように、官僚に責任はないという主張を繰り返すことになる。

次に重要なこととして、ヒルバークは「ユダヤ人組織をドイツ官僚機構の延長と見なしていた」ので、「ドイツ人がユダヤ人側からの協力にかなりの部分を頼っていた」ことを考慮すべきであり、最終的に、「経済的に利用価値のある者を破滅させることはありえない」と考えたユダヤ人の戦略が「協調を強要し、抵抗を排除した」

結果、多くのユダヤ人が有効な抵抗もしないで殺されていったというのである。

約束の地に建国されたイスラエルが、「六日戦争」以後今日まで対アラブ民族に示してきた姿勢を見ると、犠牲者が同時に加害者となりうるケースが如実に示されている。やや皮肉をこめていえば、現在のイスラエル国家は過去の経験を生かして、協調を排除し、抵抗を前面に押し出しているのだろうか。一日も早いアラブ民族との和平を望むほかはないが、ともあれ同じ民族がそれと自覚せずに同胞を殺すという図式は、一般論としては見えにくいかもしれない。その見えにくさが、ヒルバーグへの轟々たる非難を呼び起こしたのであろう。

絶滅過程でのユダヤ人評議会の対ドイツ協力問題については、ハンナ・アーレントもアイヒマン裁判に関する著作²⁾の中でほぼ同じ趣旨のことを述べている。とくに、もしユダヤ人評議会が存在しなければ、六百万ものユダヤ人が死ぬことはなかったという「条件法的推論」が、大いに物議をかもしたことは周知のところであろう。蛇足ながら、そのアーレントはアイヒマン裁判の報告を書くにあたって、1961年に公刊されたヒルバーグの大著『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』を、ライトリンガーの「最終解決」以上に参照したことを「あとがき」に明記している。それ故ユダヤ人評議会をめぐる評価について、この二人は同列に論じられることが多いようである。

しかし、「記憶」の著者によれば、アイヒマンを凡庸な悪人と解することにも、ユダヤ人評議会の果たした役割についても、二人の見解はかなり異なることを述べている。さらに後年、アーレントがその師ヤスパースに宛てた私信(1964年3月24日付)の中で、「彼〔＝ヒルバーグ〕はかなり馬鹿で狂っています。彼は今や〈ユダヤ人の死の願望〉なんぞについて戯言を言っています。彼の本は本当に素晴らしいんですが、それはそれが単なる事実報告だからです。より一般的な序章は焦げた豚以下です」と書いていることを発見する。「焦げた豚」というメタファーが単なる「不味い」という意味なのか、それともかなりの侮辱を示すものか、筆者のよく知るところではない。しかし「彼女は思想家で、私は単なる事実報告—彼女がその利用価値を発見した後は重要な報告になったとしても—を書く記録者」でしかなかったのか、とヒルバーグは慨嘆し、彼女に対する失望感をにじませている。

筆者はアーレントの愛読者というわけではないが、「全体主義の起源」や「イスラエルのアイヒマン」などを通して、強靱な思考力をもつ思想家としての彼女の存在を認め、「シモーヌ・ヴェイユとならび、今日もっとも大きな知的影響力をもつ女性」という評価にもほぼ同意してきた。換言すれば、それは筆者の彼女に関わる記憶のすべてだが、上記のようなエピソードに接すると、アイデアガーと特別な関係もちヤスパース、フッサールという哲学者を師と仰いだ彼女には、このレベルでの思想家たちとの比較においてしか、他者を判断しかねない傾向の持ち主だったのか、とも思われ筆者の彼女に関わる記憶は揺らぎ始めている。記憶は固定したのではなく、変化あるいは進化するものだという思いを強くする。

2. 「暗黒の四年間」受容史の試み

歴史と記憶について興味深い問題提起を行い、第二次大戦以後の、ヴィシー時代に関わる記憶の歴史を扱った『ヴィシー症候群』(1987)³⁾の著者アンリ・ルソは、戦後十年を経た1954年の生まれである。当然のことながら、1940年に始まる暗黒の四年間の体験もなく、戦後のフランス社会を大きく揺るがしたアルジェリア戦争や五月革命とも直接の関わりをもたない世代の一人でありながら、なぜ彼はヴィシー時代を研究の対象に選んだのか。その理由を、「ヴィシー症候群」の著者は、冒頭の「神

経症」と題する章でかなり詳細に語っている。「パボン事件」の理解のためにも役立つと思われるので、その要旨を紹介しておこう。

まず彼は「暗黒の時代について書かれたいかなる文書が引き起こす激しい反応」よりも、「この時代のもつ <今日性>、この時代のもつ時として妄想になりかねない程の信じがたい存在感」の強烈さに、より鋭く反応する戦後のフランス社会の異常さ、病的現象とでもいうべきものの存在に気付き、驚愕する。一言でいえば、この衝撃が彼をして 1940 年から 44 年の時期に目を向けさせた、ということになろう。

「1939 年から 40 年にかけての <奇妙な戦争>(死者九万、捕虜約二百万)、思いもかけない潰滅的な敗北、外国による屈辱的・残忍な占領、領土と主権の分割、1944 年にその頂点に達する市民戦争、解放に続く粛清」という一連の事態が、わずか四年という短期間に起きたという事実の圧倒的な重さを彼は痛感する。しかも、この間、対独協力の下に出発したヴィシー体制は、人民戦線に対する「報復」として登場し、国民革命による国家の再建を唱えつつ、議会主義、民主主義、共和主義に反対して内部闘争を挑み「ラ・コミューヌ以来はじめて殺人を伴うラディカルな性格」を帯びることになる。

ヴィシー体制とコラボたちは、人民戦線派の粛清、中央ヨーロッパからの政治的亡命者たちの拘留・監禁、公務員の首切り、六万人のフリーメーソンのブラック・リスト化（強制移動の果てに五百人を越える人たちが死亡）、ユダヤ人のカード化、そして七万六千人の強制移動、STO の名の下の六十五万のフランス人労働者のドイツへの移送、レジスタンス参加者への容赦ない戦いを実行する。他方、自由フランスとレジスタンスの側も、「汚れた手」をもたないわけではない。占領下で受けた迫害の報復という形で、臨時政府の正当な司法制度の枠外で、約一万人を殺害したと推定されているからである。

このフラトリシドの側面を重視するルソは、フランス人の多くが暗黒の四年間の歴史と和解しがたい理由を次のように述べている。「占領下の兄弟殺しは <冷たい戦争> でも <言葉の戦争> でもない。それは常にそうであるように、もっとも消え去らないものだ。なぜなら、外国との戦争とは逆に <敵> は戦後もそこにいるのだから」と。かくして、ルソのいう「ヴィシー症候群」が出現する。「占領によって生じたトラウマ、とりわけ内部分割につながるトラウマ、事件後も持続し時に広がりを見せるトラウマ、それらの存在を顕示する政治・社会・文化生活における、それぞれが異質の徴候・表出の全体」が「ヴィシー症候群」と呼ばれるべきものなのだ。そして歴史家として「これらの症候群を歴史的秩序の中に位置づける」ことで、ルソはその著作の核心部分の構想を確立したのである。

その歴史的秩序の中への位置づけを、彼は戦後のフランスを四つの時期に区分することで、整理している。第一のそれは、1944-1954 年の十年間を指し、この時期人びとは市民戦争の後遺症に関わる粛清から特赦にいたる諸問題と向き合うが、早くも始まった米ソの冷戦という大状況と自国の復興という緊急の要請もあり、十分な問題処理ができず、例えば、モーリス・パボンがその罪を問われることになったユダヤ人の強制移動問題などは、ほとんど一顧だにされずに放置された。パボン裁判で被告側の主任弁護人を務めたヴァローによれば、「ベタン裁判でユダヤ人強制移動に触れた文言は、わずか十三字に過ぎなかった」⁴⁾からである。ルソがこの時期を「未完の服喪」と名付けた所以であろう。未完なるが故に、のちにユダヤ人の記憶の再燃、そして手痛い反撃を見ることになる。

第二の時期は 1954 年から 71 年に及ぶ。レジスタンス神話が効力を発揮した時期

である。ゴーリスト、コミュニスト、「コンパ」「リベラシオン」などのグループ、ヴィシースト・レジスタントと呼ばれる人たち、これら四つの集団が対独抵抗運動に参加した。いわゆるレジスタンス神話の内実は、これら個別のグループを越えた抵抗運動の意義と価値を強調し、その正当性を普遍化し、逆に実在したヴィシー体制を周辺化・矮小化することで、人びとが安定感もちえた時期である。ルソはこの時期を「抑圧の時代」と呼ぶ。レジスタンスの記憶（それも主としてゴーリストとコミュニストの記憶）のみが賞揚され、他のもろもろの記憶が抑圧されていたことを示している。

この神話の崩壊を迎えるのが、1971年から74年にかけての四年間である。「壊れた鏡」と命名されたこの画期的な転機を切り開いたのは、アカデミズムの世界ではパクストンの仏訳本『ヴィシーのフランス』⁹⁾の出版であり、マスメディアの世界ではテレビ映画『悲しみと憐れみ』（オルフェス他制作）¹⁰⁾であり、映画界ではモディアーノ¹¹⁾がシナリオを書き、ルイ・マルが監督した『ラコンブ・リュシアン』の上映だとされている。いずれも、人びとが信じていたレジスタンスに関わる通説が、多くの虚構に支えられた神話に過ぎないことを示したのである。

この第三期に続く1974年以降今日まで、フランス人の多くはいまだに「過ぎ去らない過去」¹²⁾の「妄想」に苦しめられている。その一つは「パボン事件」を引き起こした「ユダヤ人の記憶」につながるものであり、いま一つは政界の指導者のヴィシー体制とのつながりを追及する動きである¹³⁾。当然のことながら、「ヴィシー時代に幕を！」という声も多く聞かれるが、果たして新世紀の到来とともに、フランス人がこの時期の歴史との和解をなしうるか、いまのところ判然としない。

3. ユダヤ人の記憶

ルソの指摘によれば、「壊れた鏡」の時期に続いて、人びとの間に1940年からの四年間を見直すという姿勢が定着し、パクストンの著作の影響もあって、歴史に対する関心の確かな回復の徴候が見られるようになったという。折りしも、1978年から81年にかけて、暗黒の四年間にその根をもつ反ユダヤ主義に関連する一連の事件が継起する。

まずその筆頭は、「ダルキエ・ド・ペルボワ事件」と呼ばれるものだ。ダルキエはヴィシー政権下で、グザヴィエ・ヴァラについて二代目の「ユダヤ人問題担当総局」(Commissariat Général aux Questions Juives)¹⁴⁾の責任者を務めた人物である。彼は1947年12月、欠席裁判で死刑判決を受けたが、スペインに逃れ、知り合いのフランコ派の人たちに保護され平穏な生活を享受していた。フランス政府は彼の引き渡し要求もしなかった。因みに、47年の裁判で問われた彼の罪は、敵との内通罪というもので、1968年同じく欠席裁判で二十年に減刑されている。1951年1月5日、占領下の犯罪に関する特赦法が公布されたからでもあるが、こうした例は稀な例外というのではなく、例えば占領時代のドイツ親衛隊の最高責任者オーベルク、及びその副官クノッヘンは、1954年パリの軍事法廷で死刑の判決を受けたものの、58年無期懲役に減刑、62年には釈放されている。対独協力者の多くもこうした恩恵を受けていて、例えばフランス民兵団のポール・トゥーヴィエのケースでも、1946年3月10日の欠席裁判で死刑の判決を受けたが、67年には二十年の刑に、そして71年、時の大統領ポンピドゥは密かに恩赦を与え、釈放しているのである。この人物とカトリック教会の浅からぬ関係、教会が彼に与えた保護などについては、渡辺和行氏の著作¹⁵⁾に詳しいので一読をお薦めするが、話をダルキエに戻さねばならない。

1978年10月28日発行の「レクスプレス」誌¹²⁾は、あるスクープを掲載した。それはフィリップ・ガニエ・レーモンが記者としてダルキエにインタビューしたもので、「アウシュヴィツのガス室で殺されたのは虱だけ」と題されていた。ダルキエの発言の内容は「時代錯誤の反ユダヤ主義」(ルソ)に終始し、「最終解決」の存在を否定し、数百万のユダヤ人の絶滅も「単なるユダヤ人の発明」として退けた。さらに彼は、彼自身のヴェル・ディヴァー斉検挙への関与を示す証拠の電信・文書をつきつけられても、平然として自己の責任を過小に評価し、逆にルネ・ブスケを非難して42年7月16、17日の事件の全責任が彼にあることを強調した。「AからZまでブスケが警察の長だった。すべて彼のしたことだ。」にもかかわらず、彼は抵抗運動を援助したという理由で「対独協力の罪を、五年間の公民権剥奪という罰で贖った。なんたる笑止千万! しかも、最後はインドシナ銀行の総裁まで務めた」と。やや奇異に感じられるのは、占領地区のブスケの代理ジャン・ルゲについての言及が、このインタビュー記事のどこにも見当たらないことである。それを思うと、戦後のフランス社会で民間部門とはいえ、栄達の道を行んだブスケに対する私怨が、このインタビューに応じた彼の本音だったのかもしれない。

「レクスプレス」誌の内容が、ダルキエの発言をそのまま掲載していて、それを批判・点検しなかったこともあって、この記事がダルキエの免罪・復権を助けるものではないか、という非難が政府・与党から起こる。そのため、編集長ジャン・フランソワ・ルヴェルは苦境に立たされるが、共産党はダルキエの引き渡し要求もなかった政府の怠慢を指摘・攻撃した。ダルキエ自身も「最近まで、私はマドリッドのフランス大使館と最良の関係を維持してきたし、館員ともよく会っていた。時には大使館のレセプションにもでかけたものだ」と語っている。時の政府には彼を犯罪人と見なす意図はなかったということであろう。しかし結局、政府は「人種差別的憎悪の教唆・煽動の罪」(72年7月制定)でダルキエの予審を開始せざるをえなくなる。とはいえ、これもダルキエの死(1980年8月21日)によって立ち消えとなる。

ともあれ、この「ダルキエ事件」はフランスにおけるユダヤ人の記憶を覚醒し、無視しえないいくつかの波紋を投げかけることになった。まずアメリカで千二百万人が見たといわれるテレビ映画「ホロコースト」が話題となり、アンテーヌ2がその版權を買わざるをえない羽目となり、フランスでも放映(79年2-3月)された結果、その内容についての論争が数ヶ月にわたって続いた。観客受けをねらったドラマの内容と史実との乖離は別として、この現象は少なくともナチによるユダヤ人絶滅計画の存在とその実行を、改めて確認することに寄与したと思われる。

第二の波紋は、いわゆる「歴史修正主義者」の登場を促したことであろう。リヨン大学の教員ロベール・フォリソンのジェノサイドは存在しなかったという手紙を、ダルキエの「ガス室で殺したのは虱のみ」という記事の数日後、「ル・マタン」紙が発表する。フォリソンへの批判、及び彼を言論の自由という立場から支持したチョムスキーの言説への批判は、ピエール・ヴィダル＝ナケの著作¹³⁾に詳しい。今夏、たまたま来日した彼は、「朝日」¹⁴⁾の紙上で、フランスの歴史修正主義は「知的な面から見るともう死に至っている」と述べ、修正主義者とは、いってみれば「月はチーズでできている」と主張する研究者のようなもので、「科学的な議論が成立しない人たち」に属するので、もはや自分は相手にしないつもりだとも語っている。アンリ・ルソは「歴史修正主義」という呼称は不適切で、彼らの言説はむしろバルバリスム、ないしはネガシヨニスムというべきであり、フォリソンの弟子のアンリ・ロ

ックの学位論文が、一度はトゥール大学で受理されたものの、一年後にそれが取り消される(1986年8月)という、お粗末なスキャンダルまで紹介している。

第三の波紋、それはそれまで平穏な引退生活を送っていた元ヴィシー政権下の高級官僚たち数人の身に、思いもかけない運命の転機が訪れたことである。

1979年3月12日、ジャン・ルゲは「人道に反する罪」に問われ、予審判事マルティヌ・アンザニの取り調べを受けていた。1909年生まれのルゲは、すでに七十歳に近い老人であったが、かつては「ラヴァルのフーシェ」の異名をとったルネ・ブスケの右腕として、1942年以後、占領地域の警視総監代理を務め、パリに在住し辣腕を振るった気鋭の官僚であった。その時の職務に関わる行為が、「人道に反する罪」に問われることになったのである。

「人道に反する罪」については、藤田久一氏の著作、その他¹⁵⁾に詳しいが、ここではその要点にのみ触れておきたい。

ニュルンベルク条約第六条C項によれば、「人道に反する罪」は次のように規定されている。「犯罪の行われた国の国内法に違反すると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属するいずれかの犯罪の遂行として、またはこれに関連して行われたところの、戦前または戦時中のすべての一般住民に対する殺人、せん滅、奴隷化、強制移送その他の非人道的行為、もしくは政治的・人種的または宗教的理由にもとづく迫害」であると。藤田氏によれば、この条文は三つの重要な要素に支えられているという。1)戦前または戦時中を問わず、2)すべての一般住民に対する非人道的行為を対象とし、3)犯罪の行われた国の国内法に違反すると否とにかかわらず対処する、という三点である。さらにニュルンベルク裁判では、この条項が「ナチ制度のもとで自国民〔ドイツ国籍をもつユダヤ人〕に対して行われた犯罪を含めるため」に必要だったといわれている。

「人道に反する罪」に問われた最初のケースは、先に少し触れたアイヒマンの裁判である。1961年4月に始まった裁判は、八ヵ月後の12月15日、彼に死刑の判決を下す。翌62年5月31日、最高裁判所の決定の数日後、早々と刑の執行が行われた。その拙速ぶりは、大いに物議をかもした。とかくするうちに、ドイツの戦争犯罪が、1965年に時効の二十年目を迎えることを憂慮したフランス議会は、その罪の本性上、当然のこととして「人道に反する罪」の不可時効消滅性(*l'imprescriptibilité*)に関する法案を可決する。しかしドイツ人の犯罪者を裁くためのこの法律が、近い将来自国民を裁くことになるとは、この時点では誰も予想しえないことであった。1976年、フランス最高裁判所(破毀院)の決定後、この不可時効消滅性が実効性をもつことになる。いま一つ重要なことは、1985年、破毀院が「人道に反する罪」の内容に多少の修正を加えたことだ。それは、上記ニュルンベルク条約に明記された犯罪を「国家がイデオロギー的に率先して実行した場合」に限るとしたのである。フランスの旧植民地での犯罪が「人道に反する罪」に問われても困る、という配慮だったといわれている。このため、一時トゥーヴィエが免訴になるというハプニングを生じることにもなる。さらに1997年、パボン裁判を前にした破毀院は「人道に反する罪」の共犯については、主たる犯罪者のユダヤ人絶滅というイデオロギー優先政策に賛同していなくとも、裁判は可能との微妙な修正を施している。この辺りの消息は、法律の門外漢にはやや分かりづらい¹⁶⁾。

因みに1967年、国連総会はナチの犯罪の時効を停止する決議を採択するが、日本政府は棄権している。わが国の憲法三十九条〔刑罰法規の不遡及、二重処罰の禁止〕に違反する疑いがあり、加えて「人道に反する罪」の定義が不明確という理由によ

ると推測されている¹⁷⁾。

話をジャン・ルゲに戻そう。1909年、パリ近郊シェヴルーズに生まれたルゲは、ルネ・ブスケ(1909-1993)、モーリス・パボン(1910-)と同世代に属し、同じような出自をもち、同じような学歴、キャリアを歩む。つまり彼らの父親はともに公証人であり、かなり裕福な中流ブルジョワジーに属し、大学は法学部を出て内務省に就職、その後は大臣官房と地方行政部門を交互に経験し、のちに大臣となる有力な指導者に見出されて出世街道を進んで行く¹⁸⁾。中央省庁の官房スタッフは「常にエリート官僚をもって構成されて」いて、「事務系ではエナルク、技術系ではポリテクニク卒のグラン・コール(grand corps)が大半を占めている」¹⁹⁾といわれる。もちろん1930年代にエナはまだ存在していないが、ルゲは法学博士の学位をもち、パボンは当時の名門校パリ政治学院(Ecole libre des sciences politiques)に学んでいる。ルゲのうしろ盾となった人物は、30年代中頃に労相や農相を務めたポール・ジャキエであり、ルゲは34年から彼の大臣官房長を務めた。彼とブスケとは職務上接触することも多く、親密さを増すとともにヴィシー政権に忠誠を誓った後の40年には、マルヌ県の知事をブスケが、総務局長をルゲが務めている。42年4月18日、ピエール・ラヴァルが政権に返り咲いた時、ラヴァルはブスケを(事実上、第二の内務大臣と見なされていた)警視総監に、ルゲを占領地域の警視総監代理に任命した。42年7月2日「オーベルク・ブスケ協定」が締結され、同月16日、フランス警察による一万数千人のユダヤ人一斉検挙が実行される。いわゆる「ヴェル・デイヴ事件」である。

この事件の最高責任者は、ダルキエのいう通りブスケであろう。しかし、パリに在住し実際にフランス警察を指揮したのはルゲであった。したがって、もしこの事件の責任が問われるとすれば、この両者(及びユダヤ人問題の責任者ダルキエ)がその対象となるはずである。しかし、この時点ではルゲのみが告発されることになる。告発者はルーマニア出身のユダヤ人弁護士セルジュ・クラルスフェルト²⁰⁾である。彼の父親は43年10月28日、ドランシーからアウシュヴィッツに送られ、その六ヵ月後に死亡している。彼はヴィシーの行政関連の古文書とドイツの関連する古文書を公開し(78年11月10日)、その五日後、多くのユダヤ人協会の名において、ルゲを「人道に反する罪」で正式に告発したのである。彼が収集した資料ではブスケに対する有罪性を確証するだけのものが不足していたのであろう。証拠となる文書を公開した記者会見で、クラルスフェルトはブスケも予審の対象となることを期待すると述べたが、それは長く実現しなかった。

しかし、彼のルゲに対する告発は受け入れられ、79年3月12日、既述の通り予審判事による取り調べが開始されたのである。かくして、ルゲは不可時効消滅性が認められた「人道に反する罪」適用の第一号となるが、裁判への道は長く、とかくするうち1989年の彼の死によって、すべてが決着を見ないままに終わる。

ルゲの死と同じ年の1989年、オーベルク・ブスケ協定の内容を示す重要な文書がドイツ親衛隊の古文書から発見された結果、ついにブスケも「人道に反する罪」に問われることになる。ユダヤ人の記憶の覚醒と地道な加害者追及の成果というべきであろう。91年、ブスケの起訴が決定するが、93年6月、彼は正義の代理人と自らを錯覚したクリスティアン・ディクリエなる四十九歳の男によって自宅前で射殺される。ヴェル・デイヴ事件の責任が、裁判を通して解明される機会は失われたのである。

少し話が時間的に進みすぎたが、ここからやや詳細に、ルゲ、ブスケと並ぶトリオの最後に残されたモーリス・パボンの、誕生から予算相に栄達するまでの足跡を

辿ることにしよう。

4. 「事件」の主人公の肖像

先にルゲの経歴を述べた際に触れたように、モーリス・パボンの父親アルテュールも公証人であった。生まれはシェール県のサン・タマン・モンロン。オルレアンのリセで学び、パリのオラニエ弁護士のもとで公証人見習いの実務の訓練を受け、資格を取得したのち、オーブ県のロミリー・シュル・セヌで開業する。やがてセヌ・エ・マルヌ県のグレ・アルマンヴィリエに落ち着く。妻マリとの間の三番目の、初めての男の子として、1910年9月3日、モーリスが生まれる。やがて父アルテュールはランスにガラス製造会社を設立し事業家として歩み始め、ついで政治家に転身しグレの町長(1919-1937)を務め、県会議員となり、1936年にはその議長にも選ばれている。その立場は急進社会党系に属し、30年代にいずれも閣僚となるジャック・ルイ・デュメニルとフランソワ・ド・テッサンと親しく交わる。この二人はモーリスの助言者メンートルの役割を果たすことになるが、第一次ラヴァル内閣の空軍相を務めた前者はヴィシー政権の協力者となり、戦後被選挙権を失うが、他方レオン・ブルムの下で閣僚を務めた後者はレジスタンスに参加、捕虜となり強制収容所で死亡、と運命を分けることになる。

生地で初等教育を終えたモーリスは、パリに出て名門校リセ・モンテーニュの寄宿生となり、第四学年からはリセ・ルイ・ル・グランに学ぶ。成績は優秀で、バカロレアに合格した最終学年の1929年には「哲学最優秀賞」をえている。大学は法学部に進み、文学部でも心理学と社会学の単位を取得している。文学への関心はかなり強かったようである。パリ大在学中は <Ligue d'action universitaire républicaine et socialiste> 通称 <Laurs>²¹⁾ に加盟している。そこで知り合った人たちの中には、後にゴーリストの指導者となる著名な人物たちがいた。ジョルジュ・ボンピドゥ、ジャック・スーステル、モーリス・シューマンなどである。彼らの存在そのものが、戦後のモーリスの栄達を保証していた一因だともいえるであろう。

兵役義務を果たした後、彼はさらに学業を続け、私立だが現在のエナと比較されるパリ政治学院に学ぶ。「財務調査官の資格をえたいと思ったが、試験に欠席したために果たせなかった」と彼自身は述べている²²⁾。1932年、二十二歳のモーリスはポーレット・アソと結婚、三児を儲けることになるが、98年3月、ボルドーの重罪裁判所が彼に対する判決を下す直前、この糟糠の妻を失う。35年、公務員試験に合格、内務省の文書起草係に任命される。その上司にモーリス・サバティエが、同僚としてピエール・メゾンヌーヴとマルセル・レヴィがいて、彼らは意気投合してサバティエ組を形成し親密さを増すことになる。同僚の二人はいずれも第二次大戦中に亡くなるが、後者はユダヤ人で強制収容所送りとなり行方不明となった。五十数年後、モーリスは自分が反ユダヤ主義者でないことを証明するために、レヴィとの交遊関係を「裁判」で強調することに。そのため、レヴィの弟(八十三歳の年金生活者)を被告側の最初の証人に呼び、彼がいかにこのユダヤ人家庭と親密な関係にあり、歓待されていたかを語らせている。さらにいえば、第二の証人オーモン夫人には、モーリスが早くからシモーヌ・ヴェイユの行動とその著作に関心をもち、とくに「労働の条件」の内容については、よく二人で議論をしたと証言させている²³⁾。加えて、大戦後彼がコルシカ県知事を務めた時、イスラエル建国のために行われた物資輸送に、中継基地としてコルシカの飛行場を秘密裏に活用し、イスラエル側からいかに感謝されたかを、得々と語っている²⁴⁾。

1939年8月、召集されたモーリスは、中近東のシリアに駐屯する。テッサンの大臣官房時代にアラブへの関心を抱いたからだという。後にアルジェリア、モロッコで知事等を歴任することを考えあわせると、その後に役立つ体験をこの地でえたと推測してもよいであろう。彼は40年6月の敗戦をこの地で知る。その年の9月、彼はマラリアに罹り本国に送還される。マルセイユまでアエロポスタル社の飛行機で運ばれたらしいが、その時のエピソードを彼は次のように述べている。「先程思い出せなかった飛行家の名前、思い出しましたよ。ギヨメでした。『夜間飛行』の中でサン＝テグジュペリが想起していた、あの人ですよ」と²⁵⁾。ここは『夜間飛行』ではなく『人間の土地』の思い違いであるが、彼の文学好きを示すものであろうか。

帰国後のモーリスをかつての上司サバティエは待ち受けていた。やがてサバティエはアキテーヌ地域圏知事となり、その下でモーリスはジロンド県の総務局長を務めることになる。その後の、いわゆる「事件」との関連を考えると、サバティエとの出会いは運命的なものというべきであろうか。

占領下のモーリスの言動については、まさに「裁判」で問われるところなので、稿を改めて紹介したいと思っている。解放後、戦後社会への復帰をレジスタンス運動への参加を証明することで潜り抜けたモーリスは、47年コルシカ県知事を皮切りにアルジェリアのコンスタンティヌス県知事、パリ警視庁総務局長、モロッコ保護領総務局長、コンスタンティヌス県の「特殊任務をもつ行政総監督官」(Inspecteur général de l'administration en mission extraordinaire)を務めた後、58年から66年までの八年間、ドゴール大統領の下でパリの警視総監を務める。

ここで注目すべきは、彼がアルジェリア・モロッコという当時の植民地とパリ警視庁の高官という役職を交互に歴任していることである。この時期、アルジェリアの独立運動は激しさを増し、フランス政府はその対策に苦慮していた。政府はそのためにアルジェリア問題にも精通し、政府の意図にも忠実な、必要ならば苛烈な手段もいとわない意志強固な官僚を求めている。その種の専門家として最適の人物と目されていたのが、上司と職務に忠実なモーリス・パボンだったのであろう。

1961年10月17日夜、パリでのアルジェリア人デモ隊が警察と衝突し、多くの死者がセーヌ川に投げ込まれるという事件が起こる。「パリ警察による、水晶の夜」(ジェラルド・ブーランジェ)²⁶⁾とまで命名する法律家もいるほどの大事件であった。そして、この事件の警察側の責任者はモーリス・パボンその人である。この点に注目し、ボルドーの片隅でその後のモーリスの動静を密かに見守っている一人の人物がいた。ミシェル・スリタンスキー²⁷⁾である。彼の父親は42年の一斉検挙でドランシーに移され、アウシュヴィツで殺されている。彼自身は危うく難を免れたが、以後ユダヤ人の強制収容所送りの責任者を自らの生涯の仕事としてきた。81年2月、彼のもとにボルドー大学の教員ミシェル・ベルジェスが訪れ、パボンの署名入りの二枚の文書を示す。一つはユダヤ人の財産没収のための申告(アリア化政策の結果)、いま一つは強制移動のための護衛配置に関わるもので、これに基づく『カナル・アンシエネ』紙の記事が、いわゆる「パボン事件」なるものの発端となるのである。

「事件」のいわば火付け役を演じたこのベルジェスなる人物は、後にその見解を変更し、彼が提示した二つの文書でパボンを有罪にすることはできないと主張、立場を逆転し、ついには被告側の証人として法廷に立つことになるが、その論述にはさほどの説得力は見られない。その結果、原告側からは「変節漢」(renégat)とも「歴史修正主義者」とも罵られ、大学の同僚からはあまり愛されも尊敬もされず、まる

で「紙屑箱」をあさるように資料を集め、それをフォトコピーすることにマニアックな研究者と目されている。しかし、機会があれば、1952年生まれて政治学を専攻し、かなり屈折した心理の持ち主でもあるらしいこの大学人のポルトレとその主張を、「事件」の一角を占める人間模様の一つとして、紹介する価値はあるかもしれない。

1968年、パリ警視総監を辞したモーリスは、航空会社(Sud-Aviation)の社長に就任する。同年6月、時の大統領ボンピドゥに要請され、父親の生地サン・タマン・モンロン地区から国会議員選挙に立候補し当選する。政治家パボンの登場である。78年、ジスカール・デスタン大統領のもとバール内閣の予算相に任命され、三年間その職責を果たす。78年からは被選挙区のサン・タマンの市長も兼任している。

因みに、このサン・タマンでは1944年7月6日、連合軍のノルマンディ上陸作戦に呼応して「コンバ」、FTP., FFIを中心とした抵抗者たちが決起、ミリスやコロボたちを襲うという事件が起こった。当然ミリスたちの報復があり、内戦の状況を呈する。トドロフの「フランスの悲劇」²⁸⁾がその詳細を語っているが、その結末は、なぜかその理由の判然としないまま、この地区のユダヤ人の一斉検挙となり、多くのユダヤ人がゲシュタポの手で射殺され「ゲリの井戸」に投げ込まれることになる²⁹⁾。

ともあれ、予算大臣在任中の1981年5月、「パボンは強制収容所送りを助けた」という一片の新聞記事の出現によって、それまで順風満帆だった彼の出世街道は終幕を迎えることになる。七十歳を過ぎて始めて味わう挫折、あるいは不運だったのかもしれない。

最後に、ヴィシー政権下の地方行政の高官だったとはいえ、知事でも副知事でもなく総務局長だった一人の官僚が、なぜユダヤ人強制収容所送りの責任を問われることになったのか、その点について少し私見を述べておきたい。

まずこの点に関するパボン自身の見解を紹介しておこう。以下の発言は、1996年3月6日の「リベラシオン」紙³⁰⁾に寄せたパボンの弁明から拾ったものである。彼は述べている。「私の上には副知事がいて、さらにその上には地域圏知事がいた。私のポストはまことに付随的な控え目なものだった。事務執行のポストだ。県の行政部局の長はいかなる政治的責任も負わない。彼は部局を管理し、人事を行い、予算を執行する。しかるに、なぜこのようなポストの人間が、このような攻撃にさらされるのか。思うに、戦後その男が異例の出世をしてきたこと、それが許せないからだ」と。

同じ趣旨の発言を別の箇所では次のようにも述べている。「この事件は四十年近くのあいだ眠っていた。1975年から80年にかけて、人びとはユダヤ人強制収容の問題を発見した。政治的裁判が必要になった。私の周辺にそれをデッチあげたのだ。ラムダ級〔ごく普通〕の官僚を取り上げても、大衆を沸かすことにはならなかっただろう。しかし、モーリス・パボンはコンスタンティヌ県知事、コルシカ県知事、大臣、そして十三年間代議士を務めた。私は脚光を浴びることになった」のだ、と。

このような心理は、フランス版 *Who/who* (1985-86)の冒頭に <Préfet honoraire. ancien ministre.> と書かせているものと通底している。しかし、彼がこのように傲慢な態度をとりえたのは、性格的にそうだからというだけではなく、パボンが己の無罪を確信していたからであろう。換言すれば、自分は「贖罪の山羊」であると信じて疑わなかったからであろう。彼は「自分に咎めるべきものは何もない」「法律に従って私を裁くなら不起訴が当然。もし政治的要素が介入すれば、何でも可能だ」と断言している。法理論的には、こうしたパボンの主張を支持する人は少なくない。「官僚

には政治的責任はない」というのがパボンのみならず、ダルキエにせよルゲにしても共通の認識であった。1995年のヴェル・デイヴの記念日に、シラク大統領が1942年の同じ日の事件を <Etat français>の責任であると正式に認めたことについても、広くユダヤ人強制移動に関与した人間の一人としてどう思うかとの問いに、パボンは「私とその責任を引き受ける必要はない。シラクが〔国家としての〕責任を認めたことはよく分かる。しかし、彼は政治の次元に位置していて、官僚の立場にいるわけではない。そこには公務員の仕事と政治的権威とのあいだに意図的でないとはいえない混同がある」と鋭く切り返している。

それだけに弱者に対する思いやりに欠けていると思わせる節もなくはない。「戦後、あなたが送り込んだユダヤ人がどうなったか、と自問したことはないか」という問いに、彼は次のように答えている。「1945年、私はボルドーを離れてしまっていた。ドゴール将軍がいわれたように、残念ながらフランス解放後は、これらの哀れな人たちの運命など考える人は皆無だった」と。一般論としてはそうかもしれない。しかし、彼自身の行為によってその運命を変えられた人たちのことを、彼は問われていたのだ。ところが、彼はまるで常に自分が関与しなかったかのように答えている。この辺りに、パボンという人間の一つの特徴が見られるようでもある。

確かに、彼自身が述べているように、彼が「贖罪の山羊」でなかったとはいえないかもしれない。何しろ五十数年も昔の事件を、ひたすら「文書」で裁こうとした試みには、最初から多少の無理があったというべきであろう。パボン裁判の被告側弁護士ヴァローが、長大な最終弁論の冒頭で述べた興味深い表現を引用すれば、〔五十数年前のパボンの行為を裁くという〕裁判は、「フランス革命時代の恐怖政治の立役者たちを、そしてヴァンデのジェノサイドの犯人たちを1848年に裁くようなものであり(……)1917年のみせしめのための死刑執行の責任を問う裁判を1972年に行うようなものだ」³¹⁾ということになる。それ故、この裁判は「不可能な正義」を求めようなものだともいう。

しかし、その原因がパボンのいうように、彼の異例の栄達を人びとが嫉視したからというのでは、おそらくないであろう。そうではなく、彼の経歴から見えてくるアルジェリアでの拷問制度への関与の疑惑、パリ警視総監時代のデモ隊抑圧に見せた苛烈な対処、などから生じる多少の「いかがわしさ」、それらがヴィシー政権下の彼の行動について、ユダヤ人たちのある種の推測と密かな怨念を育ててきたからではないだろうか。いまのところ、筆者はそのように考えている。

このような男を被告席に座らせた裁判の前途は、多難というほかはない。どのようにして、六ヶ月にわたる裁判は経過したのであろうか³²⁾。

注

- 1) Raul HILBERG, *The Politics of Memory*, Ivan R. Dee, 1996. 徳留絹枝訳「記憶」、柏書房、1998。引用は第五章「余波」(pp.130-185)の訳文を借用。cf. *The Destruction of the European Jews*, 3 vols. 1961, 1985. 望月他訳「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅」、全二巻、柏書房、1997。
- 2) Hanna ARENDT, *Eichmann in Jerusalem*, The Viking Press, 1963, 1965. 大久保和郎訳「イェルサレムのアイヒマン」、みすず書房、1969。訳本を参照。
- 3) Henri ROUSSO, *Le Syndrome de Vichy, 1944-198...*, Seuil, 1987. 引用はこの著作の全般に及ぶので、ここではそれぞれの頁は省略。

- 4) *Le Procès de Maurice Papon*, compte rendu sténographique, textes réunis par C.ERHEL, M. AUCHER et R. DE LA BAUME, tomes I et II, Albin Michel, 1998. cf. p.362 du tome I. 以下「速記録」と略記する。
- 5) R. PAXTON, *La France de Vichy, 1942-1944*, (Titre original. *Vichy France, Old Guard and New Order, 1942-1944*, 1972), Seuil, 1973, 1997. 「バクストン革命」については、藤村信「美し国フランス」(岩波, 1995) に詳しい。
- 6) アンリ・ルソは「ヴィシー症候群」のヴェクトルを示すものとして映画を取りあげ(注3 前掲書第六章), 巻末に「フランス映画と第二次世界大戦」と題し, 1944-1986年までの詳細なリストを掲げている。有益である。
- 7) 1945年, ユダヤ人の子として生まれたモディアノの近作 *Dora Bruder*, (Gallimard, 1997) (白井成雄訳「1941年。パリの尋ね人」, 作品社, 1998) は, ユダヤ人強制収容所送りの「入れ子構造」のような作品である。「訳者あとがき」にはこの作品の成功とパボン事件の関連についての適切な言及がある。
- 8) H. ROUSSO et E. CONAN, *Un passé qui ne passe pas*, Gallimaard, 1994. これはルソの前掲書の続編。cf. ハーバマス/ノルテ他著「過ぎ去ろうとしない過去」, 人文書院, 1995。藤村信「美し国フランス」最終章「過ぎゆかない過去」。ドイツの「歴史家論争」は1986年に始まり, ノルテが「書かれはしたが, 行われなかった講演」の題としてこの表現を使用したのが最初だったのだろうか。
- 9) 1981年5月, パボンが『カナール・アンシェネ』紙の攻撃を受けた時, 折りしも大統領選挙の二次投票の直前だったために, 彼はこの記事の背後に政治的陰謀を推測したが, 三人の有力候補, 現職のジスカール・デスタン, 社会党のミッテラン, 共産党のマルシェにはそれぞれ非難が浴びせられていた。ジスカールはその一族のベタンとの深いつながりが指摘され, ミッテランもベタニストだった頃の行為についての疑惑が, ゴーリストのボワシュ将軍(レジオン・ドヌール勲章局総裁)から提示され, 将軍はミッテランが当選すれば自分は職を辞すと公言していた。(ミッテラン当選後, 彼は辞任)。マルシェについては, 若い頃生活のため, 自ら志願してドイツの軍需工場に出向いた事実を, STOで送られたと偽ったことが1970年以來非難的になっていた。
- 10) 初代責任者 Xavier Vallat, 二代目 Louis Darquier de Pellepoix, そして三代目の責任者としてある男が推されたが, 1981年に大統領となるその人はそれを断り, Commissariat au rapatriement des prisonniers のポストを選択した。それまでヴィシー派, ベタニスト, 元帥崇拜者だったその人にはこの選択が飛躍の契機となって, 1943年以降「真の抵抗者」に変身していったのだと思いたい, と Jean-Pierre Azéma 教授は述べている。(cf. 「速記録」, tome I, p.354)
- 11) 渡辺和行『ホロコーストのフランス』, 人文書院, 1998. cf. pp.149-162.
- 12) *L'Express*, N° 1425, 4 novembre 1978.
- 13) Pierre VIDAL=NAQUET, *Les assassins de la mémoire*, La Découverte, 1991. 石井靖夫訳「記憶の暗殺者たち」, 人文書院, 1995。
- 14) 1999年7月19日付け「朝日新聞」。
- 15) 藤田久一「戦争犯罪とは何か」, 岩波新書, 1995。渡辺和行, 前掲書(注11)。栗屋他「戦争責任・戦後責任」, 朝日選書, 1994, 他。
- 16) France 2 internet, <Le procès Papon>, dossier réalisé par P.MAGNAM.
- 17) 荒井信一「戦争責任論」, 岩波, 1995, cf. pp.243-244
- 18) G. BOULANGER, *Maurice Papon, un technocrate français dans la collaboration*, Seuil, 1994, cf. pp.197-207.

- 19) 三條美智彦「フランスの行政」(新装判), 早大出版部, 1999, cf. pp.24-27.
- 20) Serge KLARSFELD はルーマニア系ユダヤ人弁護士。フランスにおけるユダヤ人迫害の歴史と証言を収集。*Le Mémorial de la déportation des juifs de France (1978), Vichy/Auschwitz, Fayard, (1983-1985)*などを公刊。バルビー裁判でも、原告側弁護人として活躍。パボン裁判では、息子のアルノを原告側弁護人の一人として参加させている。フランス・ユダヤ人社会で大きな発言力をもつ人物。Association des fils et filles de déportésを設立、その会長をつとめる。彼は1996年に刊行されたM. FOSSとL. STEINBERGの共著(注29参照)の中で次のような発言をしている。「今日、共和国大統領、首相がこの記念日〔ヴェル・デイヴ記念日〕に姿を見せ参加する。われわれは、これを自分たちの力で勝ちとったのだ。(.....) そのために十五年かかった。しかし、それは結果的には成功だった。今日までわれわれが行ってきたことのすべては、次の結果を産み出したのだから。犯罪者たちは裁かれた、あるいは有罪のまま死んでいったのである。まだパボンが残っているが、彼も有罪のまま死ぬことになるだろう」と。(cf. p.200)
- 21) パボンの経歴については、a) *Who'who en France, 1985-1986*, b) 「裁判」における人定尋問(「速記録」 tome I, pp.182-212), c) インターネットによる資料(これは注16, 30を含め、すべて島本孝治氏[島根大学]のご好意で利用させていただいた)などを参照。
- 22) 23) 24) 25) いずれも注21 b)による。
- 26) 「速記録」(tome I, p.239.) 1938年11月9日、ドイツ全土で起きたユダヤ人虐殺事件は「水晶の夜」(Reichskristalnacht)と呼ばれている。しかし、1961年10月17日のバリの事件をこれに準えることは、まだ歴史家の定説ではないようである。なお、この事件は今日でも尾を引いている。まずパボン裁判で原告側証人として出廷した、法務省教育官という肩書の歴史家ジャン・リック・エノデイが事件の渦中におけるパボンの役割と責任を鋭く指摘していた。その後、フランス政府の調査委員会が調査を進め、最近提出した報告書によれば、「事件直後から政府や捜査当局が事件の実態を把握していたのに糾明する動きをみせず、責任をほおかむりしてきた怠慢」を暗に批判している、と「朝日新聞」の記事(1999年8月24日付)は伝えている。
- 27) Michel SLITINSKY, *Procès Papon, Le devoir de justice*, Eds. de l'aube, 1997. これは *L'Affaire Papon*, Alain Moreau, 1983. の増補改定版である。なお、同じ著者には、*La Résistance en Gironde*, 1970. *Le Pouvoir préfectoral lavaliste*, 1988. などの著作もある。
- 28) Tzvetan TODOROV, *Une tragédie française, été 44 : scènes de guerre civile, suivie de Souvenirs d'un maire*, par René Sadrin, Seuil, 1994. 大谷尚文訳「フランスの悲劇」, 法政大学出版局, 1998.
- 29) Myriam FOSS et Lucien STEINBERG, *Vie et mort des juifs sous l'occupation*, Plon, 1996. cf. p.191. ここでは殺害されたユダヤ人を九十七名としているが、トドロフでは七十六名となっている。ヴェル・デイヴ事件の被害者数でも、研究者によって数字が異なっている。致し方のないところであろう。
- 30) インターネット記事, *Libération* (1996年3月6日) 掲載の<Je suis le bouc émissaire d'un complot politique>からの引用。
- 31) 「速記録」(cf. tome II, p.872)「1917年のみせしめのための死刑執行」とは、1917年4月16日、Chemin des Damesの戦いでフランス軍は敗北、死者四万、負傷者九万を出した。そのため翌17日、四万の兵士が不服従運動を始める。軍法会議は五百五

十四名に死刑宣告。そのうち五十名をみせしめのために死刑にした事実を指す。(服部・谷川編著『フランス近代史』、ミネルヴァ書房、1993、p.216) 昨年(1998年11月)、ジョスパン首相はこの兵士たちの復権を求める発言をしたと伝えられている。(『朝日新聞』1999年8月17日付「あなた方の死はフランスのため」参照。)

32) パボン裁判の経過の概略と、法廷内外の歴史家たちの発言について興味があれば、拙稿「モーリス・パボン事件覚え書」(田辺保編『フランス—わが愛』[仮題]、京都青山社、近刊予定)を参照されたい。

〔追記〕「パボン事件」の時時刻刻の経過を追うことは、必ずしも筆者の本意ではないが、10月20日以降数日の「フランス2」の伝えるところによれば、事件は思わぬ展開を見せているので、少し付言しておくことにする。

ボルドーの重罪裁判所は、1998年4月2日、パボンに対し「人道に反する罪の共犯」を認め、「禁固十年、公民権剥奪」という判決を下した。これを不服としたパボンは、判決後、直ちに最高裁判所(破毀院)に上告し、これまで獄舎に繋がれることを免れてきた。パボンの上告に関する最高裁の審理は遅れていたが、フランスの刑事訴訟法によれば最高裁の「審理前夜は拘留所で過ごす」との規定があるにもかかわらず、彼はそれに違反して姿を見せなかった。そのため、最高裁は彼の上告の棄却を決定、パボンの有罪は確定した。ところが、パリ近郊のグレ・アルマンヴィリエの自宅に、逮捕のため司法当局が出向いたところ、そこにも彼の姿はなかった。国外逃亡を図ったらしいのである。スイスの Martigny の某ホテルに偽名で逗留していたことが確認された。修道院を含めて、どこかに潜伏先を探していたとも、21日の「フランス2」は伝えているが、この時点ではその行方は不明であった。

最高裁による上告棄却という時点で、八十九歳のパボンが逃亡という道を選択するとは、筆者の予想しえないところであった。パボンの弁護側は「名誉を守るために亡命した」と説明しているが、私見を述べれば、本稿でも少し触れたアイヒマンやベルボワと同じ軌跡を、いまさら繰り返して辿るなどということは、彼が自らの裁判の結果にどれほど不満であろうと、取るべき道ではなかったと思われる。一人の人間として矜持とはほど遠い、卑怯な態度と誤解されないからであり、「名誉を守る」どころか、自らの立場を不利にする行為としか考えられないからである。

一日も早いパボン逮捕が待たれる。それはまた、フランスの現政府に課せられた緊急かつ重大な課題ともいえるだろう、とその日の「フランス2」は伝えていた。

この時点で、幸いなことにインターネットに掲載された10月22日の『ル・モンド』紙の記事を提供して下さる方があり、筆者はそれに目を通すことができた。それによれば、パボンがスイスに出かけた理由は、国外逃亡などではなく、(最高裁の上告審理前夜の拘束を人権侵害だと二度にわたりフランス政府にその改正を勧告していた) ストラスブールの欧州人権裁判所に訴えるべく、その道の専門家であるさる弁護士との面談のためであり、その仲介者はユベール・ド・ボーフォール(Hubert de Beaufort)氏であった。Martignyの宿にはボーフォールとパボンの長女アリーヌ(Aline = Mme Daniel Vigne)と孫娘も一緒だったことを認め、同時に、パボンはスイス当局に回国への長期滞在許可を申請していたが、10月14日スイス政府がこれを拒否したため、以後パボンの行方を知らない、とボーフォール氏は述べている。因みに、この人物はミシェル・ベルジェスと協力して、パボン擁護の著作(*Affaire Papon, la contre-enquête*, François Xavier de Guibert, 1999)を公刊している。ここで展開されている主張についても問題はあがるが、それは別の機会を待つことにしよう。

ところが、22日夜のニュースは急転直下、逃亡事件の一件落着を伝えた。四日前からスイス有数のスキー場 Gstaad のホテルにロベール・ド・ラ・ロシュフコーという偽名で滞在中の彼は、21日深夜、スイス警察によって逮捕された。その前夜、末娘のミュリエル (Muriel=Mme Alexis Tatistcheff) が彼を訪問していたことも確認されている。彼は逮捕後ベルンに移され、健康診断の結果、良好と判定された。スイス政府当局は「人道に反する罪」についてフランス政府とやや異なる見解を示していたので、パボンの引き渡しについて一抹の不安を抱くジャーナリストもいたようだが、フランス政府の要請を受け入れた形で、パボンの国外追放を決定、ベルンからフランスのドゥー県、ポンタルリエに移送、そこでフランス側にパボンを引き渡した。

彼を収監する刑務所はオルリー空港に近いフレヌ (Fresne) である。ここでまずパボンは老齢による疾病と心臓病に対する治療を受けながら、刑に服することになるが、彼がこの刑務所に繋がれたという事実には、「フランス 2」の伝えるところによれば、この同じ場所で元ミリスのトゥーヴィエが最期の時を迎えたこと、さらに「暗黒の時代」に多くの抵抗者たちがここに収監されたという歴史と重なるものがあるという。

さらに「フランス 2」は、ミシェル・スリタンスキーを始めとする原告側として法廷に立ったユダヤ人被害者の家族たちの安堵と満足を伝え、シラク、ジョスパンのスイス政府に対する謝辞、法の決定を最優先させることができたことへの安堵と自信を示す映像を流していた。どちらかといえばシラクはパボン監視の不備を理由に、現政権を批判していただけに、フランス政府がスイスにパボンの所在地を知らせ、それによって今回の迅速な事件の解決をみたどジョスパンが明言したことで、ともあれ現政権の面目が保たれたことは事実であろう。

残された問題は、フランスの刑事訴訟法、及びその他の法律にも不備があり、早急にそれらを改正すべきとの議論を別にすれば、今回の逃亡事件には、ポーフォール氏以外にも誰か共犯者がいたのか、そして逮捕の時点でパボンが三種類のパスポートを所持していたのは何故かということである。パボン裁判の被告側弁護人の一人フランシス・ヴユイユマン (Francis Vuillemin) は、1998年3月23日の法廷でパボンがヴィシーの官僚でありながら、同時に立派なレジスタンだったという論証を試みた有能な弁護士であるが、彼はこのパスポートの件はマスメディアが騒いでいるだけで、しかるべき当局によって確認された事実でないと反論、ニュースの最後に登場した内相のシュヴェヌマンもこの件では確言を避けていた。この問題は今後も話題を呼ぶであろうが、筆者もその推移を見守りたいと思っている。

以上、とりあえずの補足の文とする。(1999年10月23日)